

申請、給付の方法が  
変わりました！

住民用

## 上天草市介護用品支給事業について

本事業は被介護者を在宅で介護している家族等（介護者）の負担軽減のため、介護用品を支給する事業です。

### 1 支給要件

- 次の①②③すべてに該当
  - ①要介護認定で要介護3・4・5の被介護者を在宅で介護している家族等
  - ②被介護者及び家族等（介護者）がともに上天草市の住民基本台帳に記録されており、市民税非課税世帯の方  
※在宅とは、介護者又は被介護者の自宅をいい、グループホーム、有料老人ホーム等を除きます
  - ③要介護認定における認定調査票の「排尿」「排便」の項目において、「見守り等」「一部介助」「全介助」に該当する被介護者  
※別紙「支給要件確認シート」にて、必要性の確認を行います

### 2 用品の支給額

- 月額は6, 250円に相当する分を上限として支給します。

### 3 申請方法

- 上天草市地域支援事業サービス利用申請書（様式第2号）に支給要件確認シート（別紙）を添付して申請してください。  
※担当介護支援専門員が在宅で介護していることの確認を行いますので、申請書一式の提出は担当の介護支援専門員にお願いしてください。その時に、注文する事業所もお伝えください。

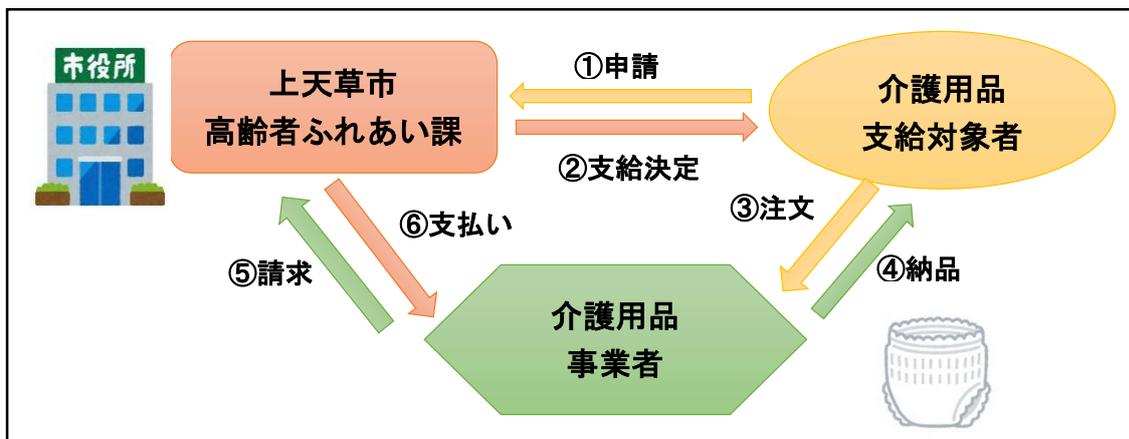
給付の方法として、1か月分、2か月分、3か月分を選択していただき、決定通知書と一緒に給付券を必要枚数、申請者へ送付します。

**※年1回の申請で、1年間の決定（要件が満たした場合）とします。**

ただし、6月に新年度の課税が確定するので、7月以降は新たに課税状況を確認し、該当しなくなった場合は却下の通知を申請者に送付します。



## 4 ご利用の流れ



### ② <支給決定> 決定通知書と 給付券の送付

支給要件に該当した場合、決定通知書と4～6月分の給付券を申請者に送付します。7月以降については、課税状況を確認したうえで、7～3月分（9か月分）の給付券を送付します。

※介護認定の有効期間が年度内に切れる場合は、認定期間までの給付券を送付します。更新後の認定が要件に該当した際は、再度申請を行ってください。

### ③ 商品の発注

申請者に決定通知書と給付券が届いたら、介護用品取扱いの事業所へ直接連絡し、希望する介護用品を発注してください。

事業所への発注が難しい場合は、担当の介護支援専門員へ相談してください。

※注文月の15日までに注文をしてください。



### ④ 介護用品の 支給・受領

介護用品の支給は、事業所が直接配達をします。介護用品の受け取りの際は、送付してある給付券1枚に署名と受領印を押印し、事業所に渡してください。

支給額（6,250円/月）をこえた分は自己負担となりますので、直接事業所に支払いをしてください。

※入院や入所等が月15日を超える場合は支給できません。  
高齢者ふれあい課地域包括支援係まで報告をお願いします。



## \* 受給資格を喪失するとき \*

下記要件に該当する場合は、高齢者ふれあい課地域包括支援係まで届け出てください。

- 要介護認定で、要介護2、要介護1、要支援、非該当となった
- 上天草市外へ転出、又は死亡した
- 課税世帯になった
- 入院、入所して在宅ではなくなった
- 排せ要件に該当しなくなった

ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

上天草市高齢者ふれあい課 地域包括支援係 0969-28-3378